繰り返し、継続して行われる した不適切・不当な行為で、 け離れた子どもの人権を無視 ぼすものであり、 形成に好ましくない影響を及 の心身の成長や発達及び人格 成のためになされるもので しかし、 、ます。 「虐待」は子ども 愛情とはか

な養育態度の延長上にあるも また、児童虐待は、 不適切

待 問 だと思っていても、 ポイントは、親が は難しい問題ですが、 つけ」だと主張します。 T うことです。 子どもの心身を傷つけるも 題として「しつけ」と いる親は、自分の行為を「し の違いを明確にすること 「しつけ」 その行為 であると 重要な 実際

> です。 どうかで判断されるものなの つ 0 ま 子どもにとって有害か 違 り、 は、 うけ」 親の意図では کے

で、

多くの場合、

虐待をし

相談 通告

待が疑われる場合は、 たは児童相談所に相談・ 児童虐待に気づいたり、

> その分、 期に発見することができれば とが多いと言われています。 してください。 解決も容易になるこ 児童虐待は早

> > 児童

福祉法や児童虐待の防

等に関する法律で、

通告義務

通告義務と守秘義務

このため、

虐待を発見しやす

報が求められています。

い立場にいる人は積極的な通

とや守秘義務違反に当たらな

を果たさなければならないこ

いことが明記されています。

ます。しかし、 などで働く職員には、 守秘義務」 行政機関や医療機関、 児童虐待通告は



相談•通告先

虐待対応の流れ

家族•地域住民

相談•通告

安平町

状況把握•情報収集

実務者会議

幼稚園

児童館

保育園

子育て支援センター

社会福祉協議会

連携

◎役場

平日(月曜日~金曜日) 8時30分~18時

健康福祉課 **2**5 4556

夜間・休日

医療機関

民生委員児童委員

連携

人権擁護委員

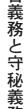
保護司

児童相談所

早来庁舎 **3**22 2511

◎室蘭児童相談所 0143 - 44 - 4152

※生命に危険がある場合は 110 番通報してください。



が課せられてい 法律上

相 談 通 告者を守る義務

れたり、 虐待の防止等に関する法律に や児童相談所の職員などは、 よう配慮しなければなりませ 通告した人が面倒に巻き込ま 相談を取り扱う機関は、 職務上知り得た事項で、 を損なうといったことのない 定められています。このため、 してはならないことが、児童 した人を特定する情報を漏ら 相 談 保護者との信頼関係 通告を受けた市 相 談

健康 ※子どもへの虐待対応マニュ でお問合せください。 アルは町 (早来庁舎)で閲覧できますの 《福祉課、 ホー ムページまたは、 住民総合相談室

問合せ

健康福祉課福祉グル イ プ